

令和3年度補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	住宅改修補助金											
補助金の性格	個人への事業費補助					始期	H25		終期	-		
予算事業名	住宅改修促進費					(事業コード)		082211				
所管部署	建築部			建築総務課			係	電話番号	内線 5741			
交付先(団体,個人等)	個人(市税の滞納のない者)											
交付目的	(対象) 誰,何に対して	築10年以上経過した市内にある住宅の居住者										
	(意図) どういう状態にしたい	市民が安心して住み続けられる住まいづくりと良質な住宅ストックが形成された状態										
対象事業等の内容	住宅の省エネルギー化や性能維持・向上に資する工事を行う場合に改修費用の一部を補助する。											
積算方法	①省エネルギー化工事:補助の対象となる工事費が30万円以上(節水型トイレへの変更を含む場合は10万円以上)のものに対し,対象工事費の3分の1を補助する。(上限額10万円) ②性能維持・向上工事:補助の対象となる工事費が30万円以上のものに対し,対象工事費の10分の1を補助する。(上限額10万円)											
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付件数					② 補助金交付総額						
	単位:件	H28	H29	H30	R01	R02	単位:千円	H28	H29	H30	R01	R02
		242	379	387	407	418		19,755	34,639	35,570	37,970	37,882
成果指標と過去5年間の実績	① 省エネ化・長寿命化等が図られた住宅の増加数					② 工事費総額						
	単位:件	H28	H29	H30	R01	R02	単位:千円	H28	H29	H30	R01	R02
		242	379	387	407	418		308,827	336,940	362,362	434,555	407,897

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	34,639	35,570	37,970	37,882	38,500	
	協議会負担						
	受益者負担	302,301	326,792	396,585	370,015	206,500	
	その他						
	収入合計	336,940	362,362	434,555	407,897	245,000	
	市補助率(%)	10.3%	9.8%	8.7%	9.3%	15.7%	
支出合計	336,940	362,362	434,555	407,897	245,000		
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源	24,639	25,606	28,970	28,886	29,500	
	特定財源	10,000	9,964	9,000	8,996	9,000	
	人件費	正職員	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		人工金額	7,205	7,282	7,369	7,366	7,466
		臨時・嘱託/会計年度任用職員	1,787	1,778	1,798	1,841	1,909
	その他事務費	128	140	108	108	127	
合計	43,759	44,770	47,245	47,197	48,002		
受益対象者数	379	387	407	418	385		
補助金単位コスト(単位:円)	115,459	115,685	116,081	112,911	124,681		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営,会計処理等	◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					
		旭川市住宅改修補助金(省エネルギー化工事)交付要綱及び旭川市住宅改修補助金(性能維持・向上工事)交付要綱に則り適切に審査を行っている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外	■ 合致する
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定 ◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内 ◆ 個人 1/3以内	■ 合致する
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満
		◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	■ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)
◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの)		■ 概ね合致する	
◇ 上記以外		□ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 広く一般市民を対象としており, 直接効果が行き渡っていることから, 公益性は高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 市民の良質な住環境の構築のため, 良質な住宅ストックを形成することは重要な課題であることから, 既存住宅の長寿命化や省エネルギー化など, 住宅性能の維持・向上が課題解消に向けて必要となる。そのため, 本事業の必要性は高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 補助金交付件数が毎年400件程度ある中, 利用者を対象としたアンケート調査で, 暖かさや結露, 暖房費について改修前よりも状況が改善したという回答が各項目で50%近くあり, 市民の住環境の向上と良質な住宅ストックの形成に寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
	5 その他 「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 (6)件数膨大なため, 実績報告時に写真の提出を求めることにより, 疑義あるものや写真での確認が困難なものを除き実地調査を省略している。		

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	住宅改修補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	他の住宅改修補助との整合性を図りながら, 補助金額や補助要件について再精査するとともに, 所得制限の導入について検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成29年度	補助要件を再構成し, 特定財源の確保が可能となったため, 前年度予算比では事業費が増額となっている。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	特になし
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	市民の住環境の向上と良質な住宅ストックの形成により, 市民が安全安心に暮らせる生活環境を確保できる。
外部評価		
2次評価		

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

参考資料

1 補助金の名称

補助金名称	住宅改修補助金
-------	---------

2 類似・関連事業の状況(旭川市・国・道・民間等)

事業名	やさしさ住宅補助金	実施主体	旭川市
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる住宅 満60歳以上の高齢者等が居住する住宅又は分譲マンション(5戸以上の住戸数を有するマンション) ・申請者の条件 対象となる住宅に居住する者で、市税の滞納がない者 ・対象となる工事 バリアフリー化工事 ・補助金の額 補助対象工事費に3分の1を乗じた額(千円未満切捨)。上限10万円(マンションは上限50万円)。 		
上記事業との統合の可能性(市単独事業の場合)	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない		
説明	-		

3 他市の実施状況

市の名称	事業内容・積算・対象者など
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 札幌市住宅エコリフォーム補助制度 ・申請者の条件 満20歳以上の個人または市内に事業所を有している法人で、いずれも市税の滞納がない者 ・対象となる工事 省エネ改修工事またはバリアフリー改修工事 ・補助金の額 総工事費10%以内で戸当たり上限50万円
函館市	<ul style="list-style-type: none"> ・事業名 函館市住宅リフォーム補助制度 ・申請者の条件 市内に所有、居住する住宅を改修する者で市税の滞納がない者 ・対象となる工事 断熱改修工事、バリアフリー改修工事、耐震改修工事 ・補助金の額 対象額の20%以内で上限20万円(耐震改修工事は40万円)

注：他の中核市や道内主要都市における類似事業について、その内容をできるだけ2つ以上記入すること。別紙による添付可。